

○農家負担の借入金に対する利子負担の軽減

- ・ほ場整備事業など、担い手農地集積率が一定以上増加する事業の場合、農家負担の借入金に対する利子が軽減されます。

1. はじめに

ときどき耳にされたことのある方もいらっしゃると思いますが、「負担金軽減対策」とは「農家負担金軽減支援対策事業」の略称で、いくつかの事業に分かれます。

簡単に説明しますと土地改良事業の農家負担金の借入金に対する利子の軽減（利子助成、無利子貸付、利子補給）を図る事業です。

現行の事業メニューの詳細は、「島根県のハンディ手引き」をご覧ください。

2. 利子ってどれくらいになるか？

農家負担金の借入先といえば「日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）」（以下、「公庫」という。）の農業基盤整備資金で、主に用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など生産基盤を整備するための資金です。

平成28年2月現在の農業整備基盤資金の利率は、負担金軽減対策が始まった平成7年の利率は3.30%で、現在は0.85%となっています。（※利率は、毎月変動しています。）

例えば、事業費が5億円、農家負担率を12.5%として、全額借り入れを行った場合の利子を比較すると次のとおりとなります。

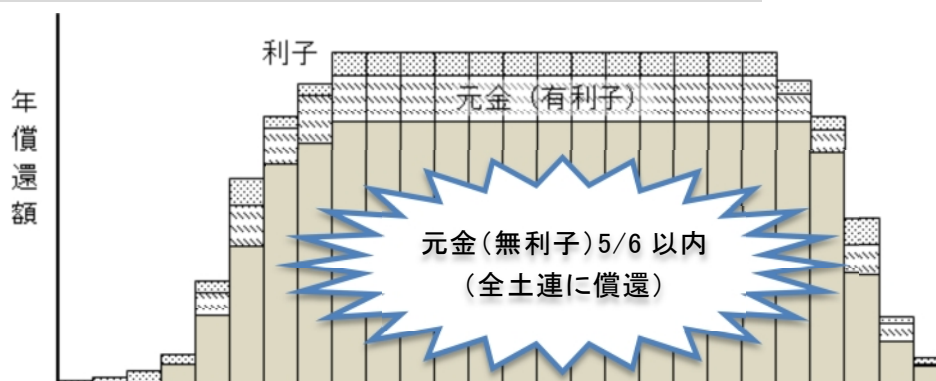
【借入の参考例】20年償還（据置5年）の場合

	利率 (%)	借入金額 (千円)	総償還額 (千円)	利子 (千円)
平成7年	3.30	62,500	約 96,700	約 34,200
平成27年	0.85	62,500	約 70,900	約 8,400

3. 現行の負担金軽減対策のメニュー

現行の負担金軽減対策は2つの事業（無利子貸付、利子補給）があり、「島根県のハンディ手引き」に掲載しておりますが、利用の多い無利子貸付について、参考までにイメージ図を紹介します。

「水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（無利子貸付）」



経営体育成基盤整備事業、水利施設整備事業やため池整備事業の受益地で、担い手への農地集積率を一定以上増加することが見込める場合は、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の導入を考えてみてはいかがでしょうか。単純計算で利子が1/6に軽減されます。既にハード事業に着手、完了していても構いません。償還が残っていれば、残元金の5/6以内の金額を無利子資金で借り換えることができます。

【平成27年2月の借入例の場合】

	利率 (%)	借入金額 (千円)	総償還額 (千円)	利子 (千円)	軽減額(千円)
通常借入	0.85	62,500	約 70,900	約 8,400	—
対策導入	0.85	62,500	約 70,900	約 1,400	約▲7,000